

大分県環境影響評価条例の改正について

- 1 大分県における環境影響評価制度の概要
 - (1) 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは 1
 - (2) 環境影響評価法と大分県環境影響評価条例の対象事業の比較 2
- 2 大分県環境影響評価条例の改正について 3

【参考資料】

- 資料1 法と条例における対象事業の比較 5
- 資料2 全国の発電所を対象としている都道府県・政令市一覧 6
- 資料3 九州各県の発電所関係の環境影響評価対象事業規模 7
- 資料4 各発電所(太陽光以外)を対象事業としている都道府県の規模要件 8
- 資料5 太陽光発電所を対象事業としている自治体の規模要件 9

大分県における環境影響評価制度の概要

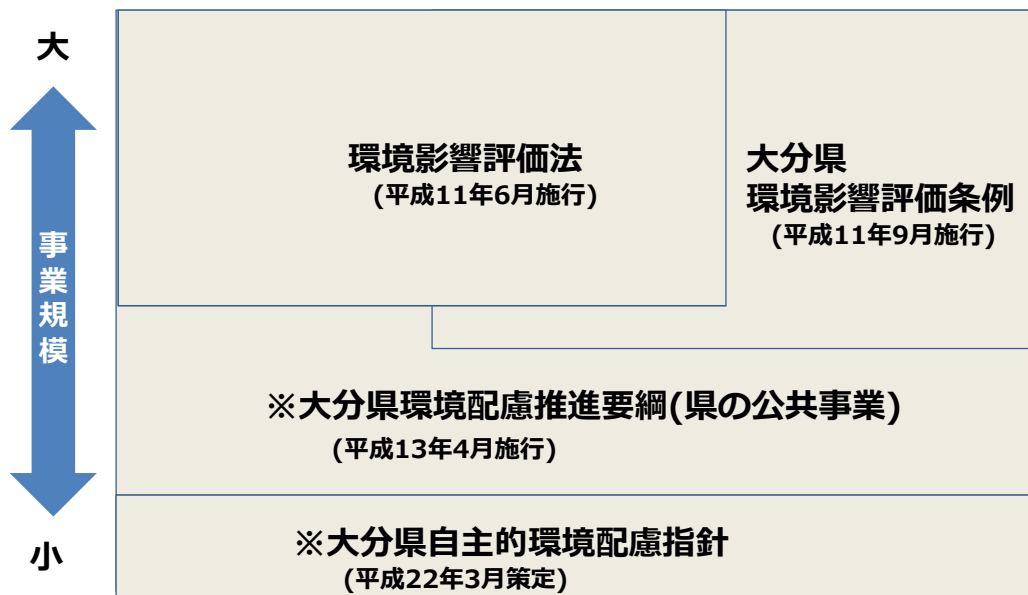
(1) 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、事業の実施にあたり、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、事業者自らが環境影響評価の結果を公表し、県民、市町村や県などから意見を聴き、それらを考慮して環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度。

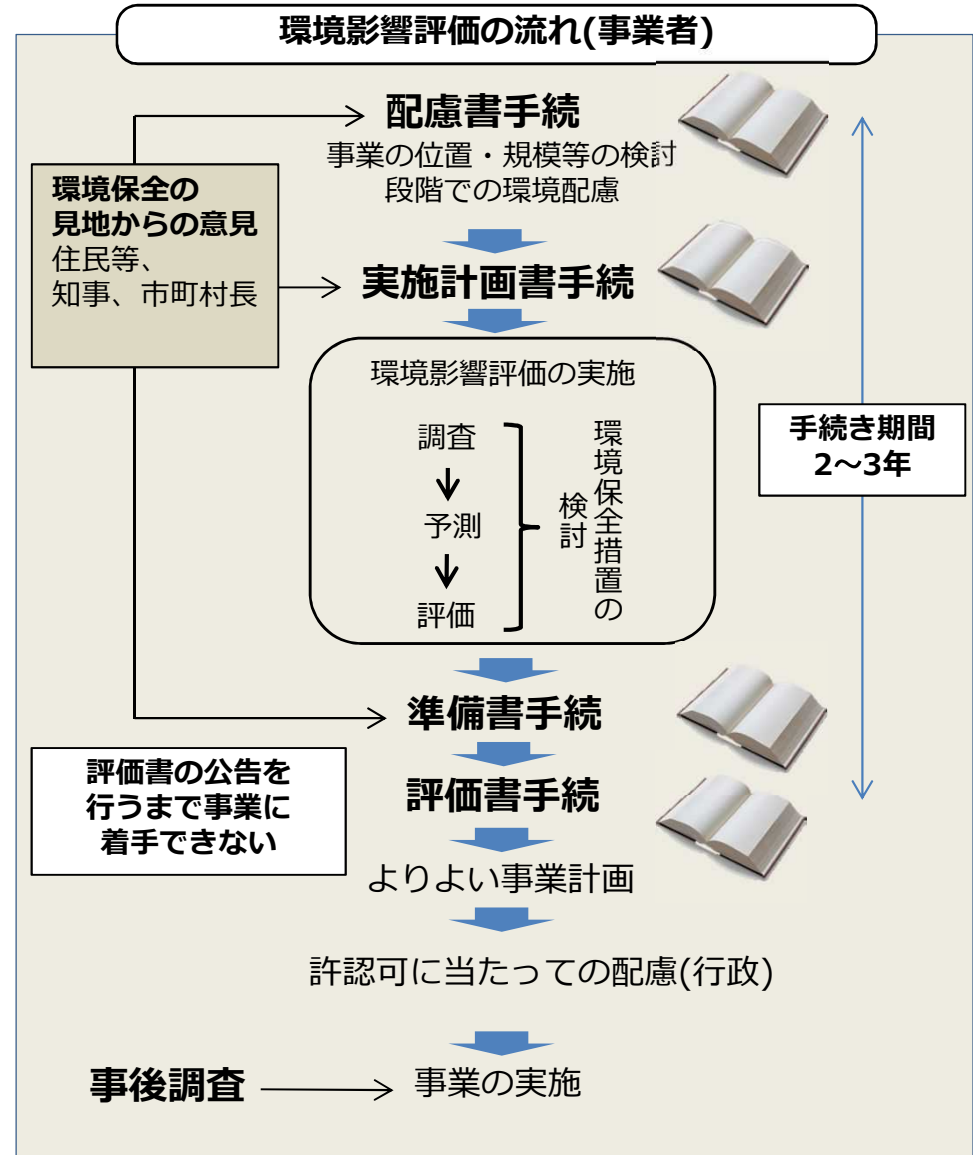
大分県の環境影響評価制度の体系

- **大分県環境影響評価条例**
環境アセスメントの手続きや対象事業を規定
- **大分県環境影響評価条例施行規則**
環境アセスメントの手続きの詳細や対象事業の規模、手続きに用いる様式を規定
- **大分県環境影響評価条例第4条第1項の技術的事項に係る指針**
環境アセスメントを行うべき項目や参考となる手法、環境保全措置の検討にあたっての基本的な考え方、事後調査の項目や手法の選定にあたっての留意事項を規定

環境配慮を担保する制度イメージ図



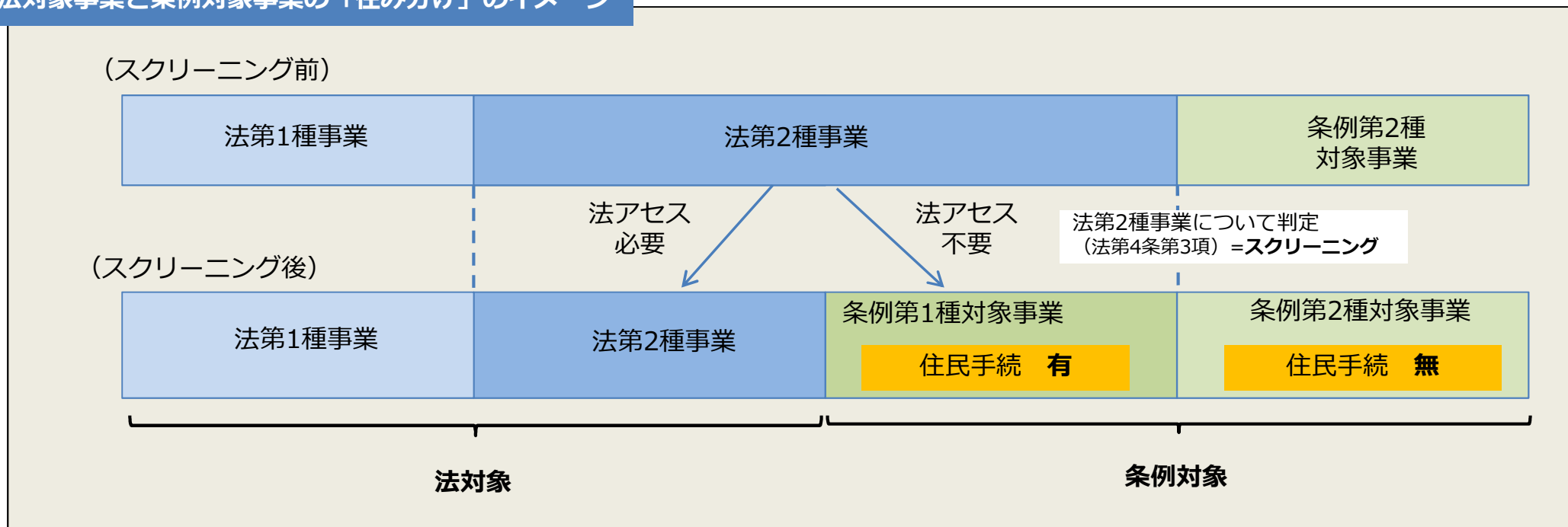
環境影響評価の流れ(事業者)



(2) 環境影響評価法と大分県環境影響評価条例の対象事業の比較

	環境影響評価法の対象事業	大分県環境影響評価条例の対象事業
対象事業	高速道路建設、発電所の設置など13事業	県道の建設、工場建設、工場用地の造成など11事業
法的関与要件	<ul style="list-style-type: none"> ・免許等の許認可が必要な事業 ・補助金交付事業 ・独立行政法人が行う事業 ・国が行う事業 	法的関与要件なし(公共事業、民間事業)
対象事業の区分	第1種事業 大規模な事業で、必ず法に基づく環境影響評価を実施。	第1種対象事業 大規模な事業で、公告・縦覧や住民等からの意見書の提出などいわゆる「住民手続」を実施。
	第2種事業 第1種事業に準じる規模の事業で、環境影響評価を行うか否かを事業特性や環境特性に応じて判定（スクリーニング実施）。	第2種対象事業 第1種対象事業よりも小規模な事業で、「住民手続」が不要。

法対象事業と条例対象事業の「住み分け」のイメージ



大分県環境影響評価条例の改正について

1 条例改正の必要性

(1) 背景

- ・本県の環境影響評価制度は、環境影響評価法（以下「法」という。）の対象事業と比べ規模の小さい事業や法対象以外の事業種を、環境影響評価条例（以下「条例」という。）において対象事業とする役割分担を前提に、幅広く環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきた。
- ・発電所の設置事業は、大規模事業かつ電力の安定供給という国の施策と強い関わりを持つことから、法対象事業として環境影響評価手続を求めてきた。
- ・平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入され、県内でも太陽光発電や風力発電の法対象外の規模の大きな事業が進められている。
- ・東日本大震災以降の電力ひっ迫状況などの電力動向を背景に、法対象事業の規模要件をわずかに下回る程度の火力発電所の設置が全国的に増加している。

(2) 課題

- ・太陽光発電事業については、これまで大規模（30ha以上）に土地造成を行う場合のみ「その他の土地開発事業」に該当したが、大規模な土地造成を伴わない事業であっても、立地（計画）場所によっては、景観への影響や太陽光パネルが地表面を被覆することによる生態系などへの影響が懸念される。
- ・風力発電事業については、計画地周辺の住民から騒音や低周波音による影響を懸念する声が上がっているほか、バードストライクなどの環境影響も問題となっている地域もある。
- ・国の再生可能エネルギー導入促進の方針により、今後も県内で再生可能エネルギー関連の開発事業が計画されることが予想される。
- ・環境影響評価制度対象外の事業は、環境配慮に関する住民説明等が十分に行われていない傾向がある。

(3) 方針

- ・法対象外であるが規模が大きく環境影響の程度が大きくなるおそれがある事業として、発電所の設置事業を条例の対象事業に追加する。

2 新たに追加する対象事業とその規模要件（案）

対象事業の追加については、条例第2条に規定する別表を改正し、新たに「事業用電気工作物の設置」を加えることとし、条例施行規則により定める予定の対象とする発電所の種類、事業の規模要件については次のとおりとする。

事業の種類 【条例】	区 分 【規則】	事業の規模要件【規則】		規模要件の考え方
		第 1 種対象事業※1	第 2 種対象事業※2	
事業用電気工作物の設置	水力発電所	出力 22,500kW 以上	出力 15,000kW 以上	第 1 種対象事業は法第 1 種事業の 75%(※3)、第 2 種対象事業は隣接県(福岡県、熊本県、宮崎県)の規模要件を参考に設定。
	火力発電所	出力 112,500kW 以上	出力 75,000kW 以上	
	地熱発電所	出力 7,500kW 以上	出力 5,000kW 以上	
	風力発電所	出力 7,500kW 以上	出力 5,000kW 以上	
	太陽光発電所	敷地面積が 20ha 以上 ※4、※5	—	太陽光発電所を対象事業としている先行自治体の要件を勘案。

※1 第 1 種対象事業：大規模事業で、公告・縦覧などの住民等からの意見を求める「住民手続」を実施

※2 第 2 種対象事業：第 1 種対象事業よりも小規模な事業で「住民手続」を要さない。

※3 法第 1 種事業：大規模な事業で、必ず法に基づく環境影響評価手続を実施。なお、法第 2 種事業は、法第 1 種事業に準じる規模の事業（規模に係る数値の比は政令により 0.75 とされている）で、環境影響評価手続を行うか否かを事業特性や環境特性に応じ判定(スクリーニング)手続を行う。

※4 太陽光パネルが設置される部分の面積のほか、調整池、場内通路、事務所用地等を含む敷地全体の面積で算定（残置森林(形質変更を行わず森林現況のまま保全する森林)は除く)

※5 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項で規定される用途地域のうち、工業専用地域、工業地域は除く

3 今後のスケジュール（予定）

（1）議案上程

平成 29 年第 1 回定例県議会

（2）施行日

平成 29 年 9 月末日

4 条例改正に伴い整備が必要な規則等

- ・大分県環境影響評価条例施行規則
- ・大分県環境影響評価条例第 4 条第 1 項に基づく技術的事項に係る指針

資料1 法と条例における対象事業の比較表

		環境影響評価法		大分県環境影響評価条例	
		第1種事業	第2種事業	第1種対象事業	第2種対象事業
道路	高速道路	すべて	-	-	-
	首都高速	4車線以上			
	一般国道	4車線以上、10km以上	4車線以上、7.5~10km		
	林道	幅員6.5m以上、20km以上	幅員6.5m以上、15~20km		
	県道			4車線7.5km以上	
	市町村道			4車線7.5km以上	
河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75~100ha		
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75~100ha		
鉄道	新幹線	すべて	—	—	—
	鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km~10km		
飛行場		滑走路2500m以上	滑走路1875~2500m		
発電所	水力	出力3万kW以上	出力2.25万~3万kW	出力2.25万kW以上	出力1.5万 kW
	火力	出力15万kW以上	出力11.25万~15万kW	出力11.25万kW以上	出力7.5万 kW
	地熱	出力1万kW以上	出力0.75万~1万kW	出力0.75万 kW以上	出力0.5万 kW
	原子力	すべて	—	—	—
	風力	出力1万kW以上	出力0.75万~1万kW	出力0.75万 kW以上	出力0.5万 kW
	太陽光			敷地面積20ha以上	—
廃棄物処理施設	最終処分場	面積30ha以上	面積25~30ha	25ha以上	5~25ha
	ごみ焼却施設			200t/日以上	
	し尿処理施設			100kl/日以上	
埋立て、干拓		50ha超	40~50ha	40ha以上	20~40ha
土地区画整理事業		100ha以上	75~100ha		
新住宅市街地開発事業		100ha以上	75~100ha		
工業団地造成事業		100ha以上	75~100ha		
新都市基盤整備事業		100ha以上	75~100ha		
流通業務団地造成事業		100ha以上	75~100ha	75ha以上	30~75ha
宅地の造成の事業※		100ha以上	75~100ha		
	(住宅用地)			75ha以上	30~75ha
	(工場用地)			75ha以上	30~75ha
工場等の建設				排ガス10万Nm3/日以上 排水 1万m3/h以上	
運動又はレクリエーション施設用地造成事業				75ha以上	30~75ha
ゴルフ場用地造成事業				50ha以上	10~50ha
その他の土地開発事業				75ha以上	30~75ha
港湾計画		埋立て、掘込み300ha以上		埋立て、掘込み150ha以上	

※法においては「宅地の造成の事業」に工場用地も含まれるが、条例では住宅用地と工場用地を分けている。

資料2 発電所の設置を対象事業としている都道府県・政令市一覧

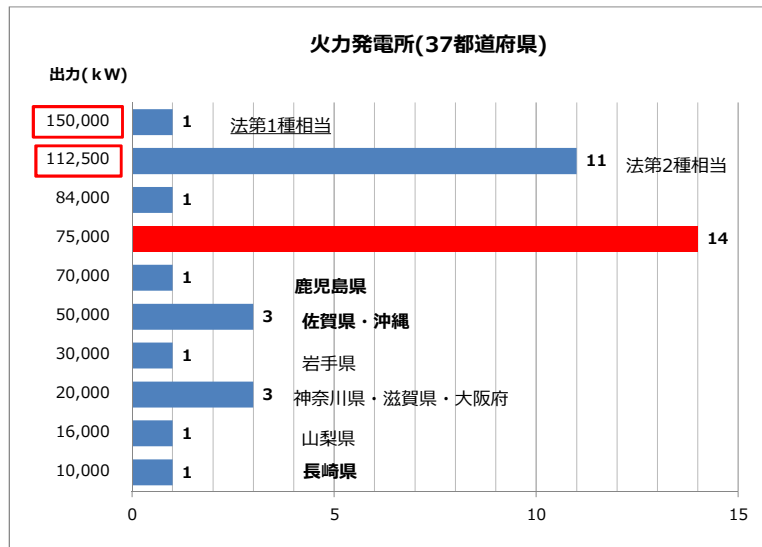
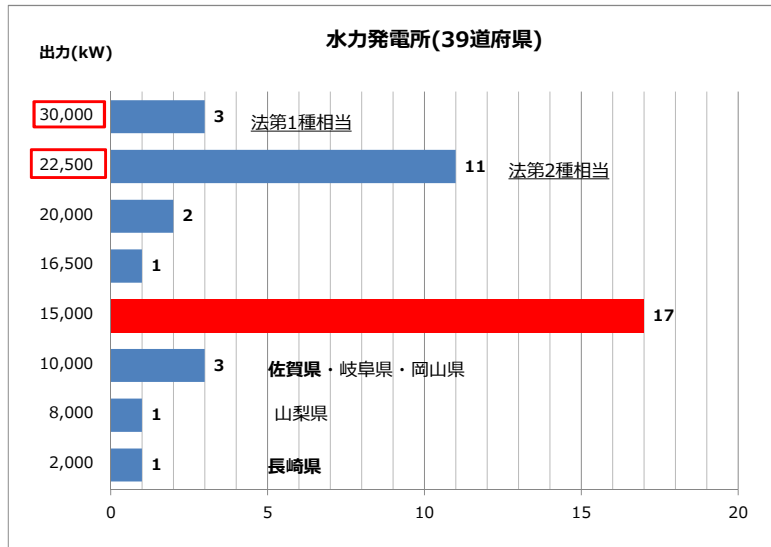
対象事業 都道府県	対象事業				
	水力発電所	火力発電所	地熱発電所	風力発電所	太陽光発電所
北海道	●	●	●	●	-
青森県	●	●	●	-	-
岩手県	-	●	-	-	-
宮城県	-	-	-	●	-
秋田県	●	●	●	-	-
山形県	-	-	-	-	-
福島県	●	●	●	●	-
茨城県	●	●	-	●	-
栃木県	-	-	-	-	-
群馬県	●	-	●	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-
千葉県	●	●	-	●	-
東京都	●	●	●	-	-
神奈川県	●	●	●	●	-
新潟県	●	●	●	-	-
富山県	●	●	●	-	-
石川県	●	●	●	-	-
福井県	●	●	●	●	-
山梨県	●	●	-	-	-
長野県	●	-	●	●	●
岐阜県	●	-	-	●	-
静岡県	●	●	-	●	-
愛知県	●	●	●	●	-
三重県	●	●	●	-	-
滋賀県	●	●	-	●	-
京都府	●	●	-	●	-
大阪府	●	●	●	-	-
兵庫県	●	●	●	●	-
奈良県	-	-	-	-	-
和歌山県	●	●	●	●	-
鳥取県	●	●	●	●	-
島根県	●	●	●	●	-
岡山県	●	●	-	●	-
広島県	●	●	-	●	-
山口県	●	●	-	●	-
徳島県	●	●	●	●	-
香川県	-	-	-	●	-
愛媛県	●	●	-	-	-
高知県	●	●	-	●	-
福岡県	●	●	-	●	-
佐賀県	●	●	●	●	-
長崎県	●	●	●	●	-
熊本県	●	●	●	●	-
大分県	-	-	-	-	-
宮崎県	●	●	●	●	-
鹿児島県	●	●	●	-	-
沖縄県	●	●	-	●	-
都道府県計	39	37	25	29	1

対象事業 政令市名	対象事業				
	水力発電所	火力発電所	地熱発電所	風力発電所	太陽光発電所
札幌市	●	●	●	●	-
仙台市	●	●	●	●	●
さいたま市	●	●	●	●	-
千葉市	-	●	-	●	-
横浜市	-	●	-	●	-
川崎市	●	●	●	●	-
相模原市	●	●	●	●	-
新潟市	-	●	-	●	-
静岡市	●	●	-	●	-
浜松市	●	●	-	●	-
名古屋市	●	●	●	●	-
京都市	-	●	-	●	-
大阪市	●	●	●	-	-
堺市	-	●	-	●	-
神戸市	-	●	-	-	●
岡山市(条例未制定)	-	-	-	-	-
広島市	●	●	-	●	-
北九州市	●	●	-	●	-
福岡市	-	●	-	●	●
熊本市(条例未制定)	-	-	-	-	-
政令市計	11	18	7	16	3
合計	50	55	32	45	4

資料3 九州各県の発電所関係の環境影響評価対象事業規模 (H28.7現在)

		水力発電	火力発電	地熱発電	風力発電	太陽光発電
環境影響評価法 (第1種事業)		30,000kW~	150,000kW~	10,000kW~	10,000kW~	対象外
大分県 (案)	第1種 対象事業	22,500kW	112,500kW	7,500kW	7,500kW	20ha ※工業専用地域等は除く
	第2種 対象事業	15,000kW	75,000kW	5,000kW	5,000kW	—
		水力発電	火力発電	地熱発電	風力発電	その他の土地造成 (太陽光発電含む)
福岡県		15,000kW~	75,000kW~	対象外	5,000kW~	対象外
佐賀県		10,000kW~	50,000kW~	3,500kW~	3,500kW~	35ha~
長崎県		2,000kW~	10,000kW~	2,000kW~	7,500kW~ 又は風車10台~	30ha~
熊本県		15,000kW~	75,000kW~	5,000kW~	5,000kW~	50ha~
大分県		対象外	対象外	対象外	対象外	(第1種事業)75ha~ (第2種事業)30ha~
宮崎県		15,000kW~	75,000kW~	5,000kW~	5,000kW~	50ha~
鹿児島県		(一般地域)15,000kW~ (特定地域)11,000kW~	(一般地域)70,000kW~ (特定地域)55,000kW~	(一般地域)5,000kW~ (特定地域)3,500kW~	対象外	(一般地域)40ha~ (特定地域)30ha~
沖縄県		(一般地域)15,000kW~ (特配地域)7,500kW~	(一般地域)50,000kW~ (特配地域)25,000kW~	対象外	(一般地域)1,500kW~ (特配地域)750kW~	対象外
北九州市		15,000kW~	75,000kW~	対象外	5000kW~	対象外
福岡市		対象外	50,000kW~	対象外	1,500kW~ (特定区域)1,000kW~ (500m以内住居等) 1,000kW~	(市街化区域) 20ha~ (市街化調整区域)10ha~ (特定区域) 5ha~ ※太陽光発電明記
九州各県政令市		2,000~15,000kW (平均12,800kW)	10,000~75,000kW (平均58,900kW)	2,000~5,000kW (平均4,100kW)	1,500~7,500kW (平均4,300kW)	20~50ha

資料4 水力、火力、地熱、風力発電所を環境影響評価対象事業としている都道府県の規模要件



○水力発電所

出力数(kW)	道府県数	(%)
30,000	3	7.7
22,500	11	28.2
20,000	2	5.1
16,500	1	2.6
15,000	17	43.6
10,000	3	7.7
8,000	1	2.6
2,000	1	2.6
合計	39	100.0

○火力発電所

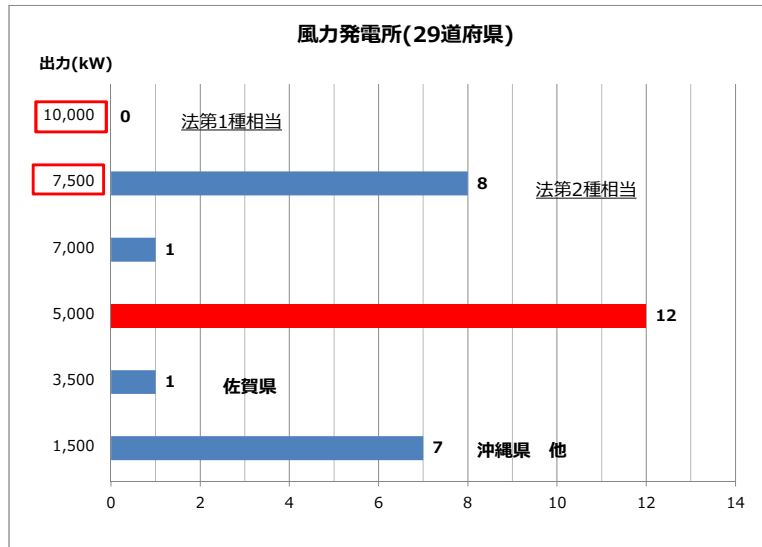
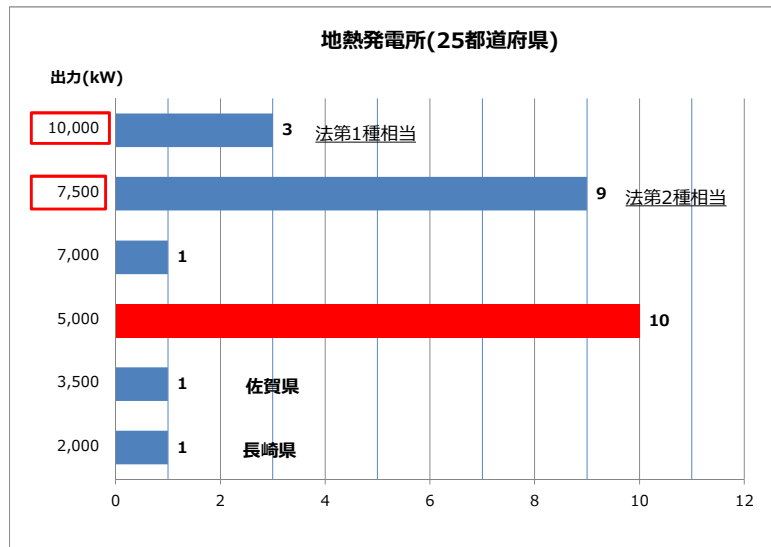
出力数(kW)	道府県数	(%)
150,000	1	2.7
112,500	11	29.7
84,000	1	2.7
75,000	14	37.8
70,000	1	2.7
50,000	3	8.1
30,000	1	2.7
20,000	3	8.1
16,000	1	2.7
10,000	1	2.7
合計	37	100.0

○地熱発電所

出力数(kW)	道府県数	(%)
10,000	3	12.0
7,500	9	36.0
7,000	1	4.0
5,000	10	40.0
3,500	1	4.0
2,000	1	4.0
合計	25	100.0

○風力発電所

出力数(kW)	道府県数	(%)
10,000	0	0.0
7,500	8	27.6
7,000	1	3.4
5,000	12	41.4
3,500	1	3.4
1,500	7	24.1
合計	29	100.0



【備考】

- ・長崎県は、五島、壱岐、対馬などの離島に既設の中小火力発電が存在すること、また、水力発電については地形的に大規模な河川が存在しないため水力発電の適地が少ないことなどから、他の自治体に比べ、より小規模な事業から環境影響評価を求めている。
- ・佐賀県は、法第2種事業の概ね50%規模で条例の対象事業を設定している。

資料5 太陽光発電所を環境影響評価対象としている自治体の規模要件

自治体名	規模要件			備考
	第1種事業	第2種事業	立地による設定	
長野県	敷地面積 50ha以上	森林の区域等における 面積が20ha以上	—	敷地面積：太陽光パネルが設置される面積のほか、太陽光発電所として必要となる施設（調整池、残置森林、場内通路、駐車場、事務所用地）の面積を含む。 森林の区域等：森林法に規定する森林の区域、河川法に規定する河川区域、国立公園、国定公園、県立自然公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、郷土環境保全地域、水道水源保全地区、水資源保全地域、鳥獣保護区、希少野生動植物の生息地等保護区、都市計画法に規定する風致地区の区域等
仙台市	敷地面積 20ha以上	—	A地域： 敷地面積10ha以上 B地域： 敷地面積5ha以上	敷地面積：事業に関連する取付け道路、変電施設や送電施設を設置するための用地、緑地、残地森林等を含む。 A地域：自然公園、県自然環境保全地域等 B地域：自然公園の特別地域等
神戸市	20ha以上 (自然地の改変)	5ha以上 (自然地の改変)	特別区域等： 第1種5ha以上 第2種2.5ha以上	自然地：樹林地、草原、農地、水辺地、河川、池沼等又はこれに類する状態にある土地 特別区域：生物多様性保全に特段の配慮を行うべき区域（緑地の保全区域、緑地の育成区域）
福岡市	20ha以上 (土地造成を伴う)	—	市街化調整区域： 10ha以上 特定区域： 5ha以上	特定区域：対象事業の区域が次のいずれかに該当するか、接するもの。 1. 標高 80メートル以上の地域 2. ため池若しくは治水池、河川又は海岸(港湾区域を除く) 3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林
大分県 (案)	敷地面積 20ha以上	—	—	敷地面積：太陽光パネルが設置される部分の面積のほか、調整池、場内通路、事務所用地等を含む敷地全体の面積で算定（残置森林(形質変更を行わず森林現況のまま保全する森林)は除く）。 その他：都市計画法で規定される用途地域のうち、工業専用地域、工業地域は除く。